

千葉市都保育所建替実施計画

令和4年10月
千葉市こども未来局こども未来部
幼保支援課・幼保運営課

1 千葉市都保育所建替実施計画について

- ・老朽化が進行する公立保育所について、長期的な視点で今後の建替えなどの方針を定める「公立保育所の施設管理に関する基本方針」を令和3年1月に策定。
- ・この基本方針では、計画期間内（20年間）に建替えの必要性がある公立保育所47か所と対応方法（建替え（公立）24か所、建替え（民営化）20か所、統廃合3か所）を定めている。
- ・このうち都保育所は、建替え（民営化）する保育所に位置づけられており、その具体的な計画として、本実施計画において整備場所、整備スケジュールなどを定める。

2 都保育所の概要

令和4年4月1日現在

施設名称	都保育所
所在地	千葉市中央区都町2-26-5
資産所有者	土地所有者：千葉市 建物所有者：千葉市
構造・規模	・構造 鉄筋コンクリート造・2階建て ・規模 建築面積：392.50㎡ 延床面積：600.60㎡ 土地面積：1,106.37㎡
竣工年月日	昭和50年7月29日（築47年）
定員	120人（3歳未満児：40人 3歳以上児：80人）
老朽化の状況	躯体の老朽化によるクラックなどの内部劣化、内部仕上げの床面・壁・天井・建具等の痛み、電気設備・給排水設備の老朽化が進行している。
立地条件	千葉都市モノレール葭川公園駅徒歩27分
周辺の状況	敷地周囲は住宅街。
入所状況	・入所児童数102人（3歳未満児：32人 3歳以上児：70人） ・入所待ち児童数 4人 ・周辺1km程度の町丁における就学前児童数 1,738人
実施事業	延長保育（19時まで）、要配慮保育、産休明け保育、地域活動

3 建替えの方法

安全面や費用、児童や職員への負担軽減の観点から、移転用地に新園舎を建設して移転

4 整備・運営方法

認可保育所、幼稚園又は認定こども園の運営実績がある社会福祉法人又は学校法人による整備・運営（民設民営）

※民間の整備・運営法人が新園舎を建設し、新保育園を運営

5 新保育園の概要

(1) 新園舎概要

所在地	千葉市中央区都町2-14の一部（下記位置図参照）
敷地面積	約2,000㎡
運営主体	認可保育所、幼稚園又は認定こども園の運営実績がある社会福祉法人又は学校法人
定員	110人程度
実施事業	延長保育（20時まで）、要配慮保育、産休明け保育、地域活動

(2) 移転用地

都保育所から約350mの距離にある都公園のうち、旧みやこ児童交通公園（約3,500㎡）のうち約2,000㎡を移転用地とする。

(3) 位置図

<広域図>



<詳細図>



6 民間移管の進め方について

民間移管に際しては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を目的として、円滑に移管するための基本原則をまとめた「公立保育所の民間移管に関する実施基準」を基本としつつ、保護者の方等のご意見を伺いながら実施。

7 整備スケジュール

令和4年度	実施計画の策定 保護者説明会開催 住民説明会開催【以降随時開催】 整備・運営法人の公募（令和5年5月頃まで）
令和5年度	整備・運営法人の決定 保護者・法人・市による三者協議会(※)開催【以降随時開催】
令和6年度	新園舎建設工事（令和7年2月末頃まで）
令和7年4月	民間移管、新園舎での保育開始

※三者協議会：民営移管後の保育内容等の諸事項について合意形成を図るため、保護者、整備・運営法人、千葉市の三者間で構成する協議会

【実施スケジュール】

年月		スケジュール				保育 場所
		主なスケジュール	保護者 説明会	三者 協議会	既存園舎 新園舎	
令和 4年度	10月	実施計画の策定・公表			既存園舎 使用	既存 園舎
	11月		必要に応じ て開催。			
	12月					
	1月					
	2月	整備・運営法人の公募				
	3月	↓				
令和 5年度	4月					
	5月	応募の締め切り				
	6月	整備・運営法人の選考				
	7月	↓				
	8月	整備・運営法人の決定				
	9月					
	10月			原則とし て、2～3 か月に1回 開催。		
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
令和 6年度	4月	引継ぎ・共同保育(※)			新園舎 建設工事	
	5月	↓				
	6月		三者協議 会設置後 は、必要に 応じて開 催。			
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
1月						
2月						
3月	↓			新園舎へ移転		
令和 7年度	4月	民間移管 アフターフォロー			既存園舎 解体工事	新園舎 使用
	5月	↓				
	6月			民間移管 後につい ても、一定 期間、随 時開催。		
	7月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月	↓				

※共同保育：円滑な民営移管のため、各クラス担任保育士予定者が移管前の保育所で市職員と共同で保育にあたること

【参考：都保育所の入所児童等の状況】

① 都保育所の入所児童の居住町丁状況（令和4年4月1日時点）



（単位：人）

町丁名	児童数	町丁名	児童数
都町	51	道場南	5
加曾利町	12	旭町	4
矢作町	7	桜木	3
貝塚町	6	星久喜町	3
鶴沢町	5	その他	6
		合計	102

② 都保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

（単位：人）

	R2	R3	R4
0歳	0	4	5
1歳	19	9	8
2歳	21	20	19
3歳	21	21	22
4歳	31	23	23
5歳	23	31	25
合計	115	108	102
前年比	95.0%	93.9%	94.4%
入所率	95.8%	90.0%	85.0%

※入所率：入所児童数÷定員